

# 令和4年度修学旅行ガイドライン

糸満市立西崎小学校

## 1 修学旅行の対策骨子

- (1) 主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれのリスクに応じた対策を行います。
- (2) 飛沫感染は、換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離をどの程度確保できるか等を考慮します。
- (3) 接触感染は、他者と共有する物品や手を触れる場所の頻度を特定し、対策を講じます。

## 2 具体的な感染防止対策

- (1) 団体行動中は、可能な限り人と人の距離を取り、場合によりお互いの会話を控えて頂く対策をします。
- (2) 消毒設備の設置・整備等を事前に各所に依頼し、手洗いや消毒の頻度を定期的・計画的に増やします。
- (3) 食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクの着用を励行します。  
(気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上で、マスクを外して頂く場合があります。)
- (4) 輸送機関、見学・食事・宿泊施設等に事前及び定期的な消毒と、機能を最大限とした換気を依頼致します。また、利用する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止策をとっている事業者に限定致します。

## 3 営業担当者、添乗員向けの対策

- (1) 事前の打ち合わせ、営業活動においては、可能な限り通信手段を利用した非対面の形式等を採用し、商談時や移動時の感染リスクを軽減させるように努力致します。
- (2) 事前、並びに業務中の検温等、体調管理を徹底し、体調不良者や濃厚接触の恐れがある添乗員による添乗勤務は行いません。
- (3) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航経験並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、その添乗員は添乗業務を行いません。
- (4) 万一添乗中の添乗員が体調不良となった場合は、速やかに団体から離脱させ、代替要員を手配願います。
- (5) 添乗員は予備として、携帯用の消毒キット、マスク、体温計、白手袋等を用意いたします。

## 4 児童・生徒、教職員、その他の同行関係者向けの対策

- (1) 児童・生徒に旅行中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える等）の事前指導を実施します。
- (2) 同居のご家族も含め、児童・生徒様の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止めて頂けるようご協力をお願い致します。
- (3) 国内においても感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加の判断を頂きます。
- (4) 出発前に児童・生徒の体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や微熱等、感染の疑いのある症状がある場合には、旅行参加を取り止めていただくことがあります。

※原則として、発熱は37.5以上とし、微熱は37.0以上から37.5未満とします。出発前に発熱がある場合は、不参加のお願いを致します。微熱を午前中または、午後の半日の間で3回以上を計測された場合には、その時点で早退をお願いし、お迎えの要請を致します。ご理解・ご協力をお願い致します。

- (5) 旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合には特段の配慮を致します。そのチェック項目をしおりに掲載いたします。
- (6) 旅行中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1日1枚)として、共用はしないようにご指導下さい。
- (7) 食物アレルギーや既往症を正確に伝えてください。また、新型コロナによる重症化リスクの可能性も事前に把握して頂き、必要があれば主治医の見解をあおぎ、参加の是非を検討願います。

## 5 旅行行程、運營業務上の対策

- (1) 旅程上のサービス提供事業者に対して、従業員の体調管理、設備の事前・定期的な消毒の実施、可能な範囲の消毒設備の設置、機能を最大限活用した換気の徹底を依頼致します。又、体調不良や濃厚接触の疑いのある従業員によるサービス提供はお断り致します。
- (2) サービス提供事業者に対して、従業員の感染防止に対する指導の徹底を依頼致します。
- (3) 旅行開始前・開始後の感染状況の変化等により、旅行の安全かつ円滑な実施が困難、又は困難となる可能性が大きい場合は、学校と協議の上、旅行を中止し、出発地に引き返す等の措置を取らせて頂きます。
- (4) 手洗い、うがい、消毒等の環境整備と定期的な実施、並びに健康チェック等に必要な行程上の時間的な余裕を確保し、スケジュール調整等を行います。その時間をしおりに転記致します。
- (5) 感染症対策専門家会議で策定された、①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集、③近距离での会話や発声、という3つの条件が同時に重ならないよう、換気や会話の抑制、人と人との距離の確保等、最大限の注意と配慮を行い、旅行をするよう留意します。

## 6 集合場所について

可能な限り、開放した広い場所を確保し、集合の方法、クラスや列の間隔・前後の隊形、並びに移動方法や経路について、余裕を持たせた体制・方法を確保します。

## 7 輸送機関利用上の対策

- (1) 各輸送機関の座席については、乗り物内の換気機能を最大限に作動させ、全員がマスクを着用し、会話を控えめにすることを前提でお一人様につき1席ずつの座席利用を基本と致します。
- (2) 乗車時には、必要最小限の出来るだけ会話を少なくする等、児童・生徒様には感染症予防のための行動にご協力頂きます。
- (3) 乗務員・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底して頂くよう要請致します。
- (4) 乗務員・従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼し、旅程中に管理を行います。
- (5) 乗務員・従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに代替乗務員・従業員の確保を行うように依頼致します。
- (6) 衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請致します。
- (7) 貸切バス車内の空気完全入れ替えを1時間につき、1回行います。
- (8) 伊江島行きフェリー内では、学年を室内とデッキで二手に分かれ、交代時間を設け密を防ぎます。

## 8 宿泊施設利用上の対策

- (1) 各宿泊施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行します。(空調装置・施設・客室・お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、

手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等)

- (2) 従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底して頂くように要請致します。
- (3) 従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼し、旅程中に管理を行います。
- (4) 従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに業務から外し、代替りの従業員を業務に就かせるよう要請致します。
- (5) 食事は可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本として頂きます。また、コップやお箸等は適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の特段な対応を依頼致します。  
※食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。
- (6) 館内の設備・売店等を利用するに当たり、事前に可能な範囲で「密」を避け、感染を排除する工夫を徹底して頂きます。(場合により、時間差をつけた交代制での食事提供、定員を削減した入浴施設の利用等のスケジュール調整・検討等を含む)
- (7) 感染が疑われるお客様が発生した場合は、速やかに情報共有して頂き、保健所の指導に従った濃厚接触者の従業員の職場からの隔離、消毒等を実施頂きます。
- (8) 衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請致します。
- (9) 宿泊する部屋の人数は、制限人数よりも少なく設定し、「密」を防ぐように致します。

## 9 食事施設利用上の対策

- (1) 各食事施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行します。(空調装置・窓やドア開放による換気、施設等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等)
- (2) 食事は可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本とします。また、コップやお箸等は適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の特段な対応を依頼致します。  
※食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。
- (3) 館内の設備・売店・トイレ等を利用するに当たり、事前に可能な範囲で「密」を避ける工夫を徹底します。
- (4) 従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底して頂くように依頼致します。
- (5) 従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼致します。
- (6) 従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに業務から外し・代替りの従業員を業務に就かせるよう要請致します。
- (7) 感染が疑われるお客様が発生した場合は、速やかに報告して頂き、保健所の指導に従った濃厚接触者の従業員の職場からの隔離、消毒等を実施頂きます。
- (8) 衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請致します。

## 10 体験学習プログラム等運営上の対策

- (1) 各体験活動施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行します。(空調装置・窓開けによる換気、施設のうちお客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等)

## 1.1 その他

### (1) 保護者からの参加同意書

「国内修学旅行の手引き」に沿った修学旅行への参加についてご了解頂くために、修学旅行の説明会を実施いたします。また、保護者からの「令和4年度修学旅行参加同意書」の提出をお願いします。

### (2) キャンセル料について

コロナ感染防止のための「非常事態宣言」、天災地変、テロ発生、インフルエンザやその他感染症等のため、学校長が旅行の中止を判断した場合は、「旅行業約款（受注型企画旅行契約 第十六条第一項関係）」に則り、キャンセル料が発生します。

### (3) 旅行実施中の発症者発生時の対応について【感染範囲の特定の為】

速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行います。管轄保健所と医師の判断に従い、発症者と濃厚接触者への対応を行います。また、それらの関係者の意見を参考に、行程に関する検討を行います。※その際は、保護者にも同時進行にて状況連絡を行います。

### (4) 旅行前後の健康観察

参加者ご本人や同居のご家族等も含めた健康状態の経過観察を、実施前後の一定期間（目安として1～2週間程度）行うようにお願い致します。

7月19日現在